家電公取協ニュース

Vol. 117

発行日 2012 年 5月 1日

Home Electric Appliances Fair Trade Conference

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会がスタート

家電公取協は、公益法人制度改革に伴い、内閣府公益認定等委員会に対して公益社団法人への移行申請を進めてきたが、この度、内閣総理大臣から公益認定を受け、平成24年5月1日をもって新法人へ移行、「公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会」がスタートした。

新法人としての主な変更点は、組織上の変更も含め次のとおりである。

- ①法人名の変更 新名称 公益社団法人 全国家庭電 気製品公正取引協議会
- ②これまで総会決議事項としていたもののうち、事業報告・計画、収支予算等を理事会決議事項とし、柔軟かつ機動的な事業運営を推進する
- ③理事会決議事項は、上記を含む業務執行の決定、代表理事の選任等、一般法人法の許容範囲まで拡大し、

開催回数も年2回以上とした

- ④理事の定数は、理事会審議の濃密化を図るため 22 名とした(P.2「役員一覧」参照)
- ⑤従来の部会ごとの理事会を役員会(製造業部会)・幹事会(小売業部会)にそれぞれ再編した(P.2「組織図」参照)
- ⑥定款及び諸規程・規則を制定・変更した

家電公取協は、今後とも「製造業表示規約、製品業 景品規約、小売業表示規約の3規約を円滑、かつ、効 果的に運用することにより、不当な顧客の誘引を防止 し、一般消費者による自主的、かつ、合理的な選択に 資するとともに、家庭電気製品の取引の公正化を図り、 もって国民生活の安定と家庭電気製品業界の健全な発 展に寄与すること」を目的に公益社団法人としての社 会的責任を果たしていく。

「公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会」設立にあたって



平成 24 年 5 月 1 日 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 会長 中鉢 良治

平成 24 年 4 月 20 日、内閣総理大臣より「公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会」の移行認定を受領し、5 月 1 日に設立登記が完了致しましたことをご報告致します。会員各社の皆様には、公益社団法人化にご尽力を賜りましたことに対して心より御礼申し上げます。

顧みますと、家電業界における公正競争規約の導入の歴史は古く、昭和 44 年のルームクーラー製造業及びカラーテレビ製造業の景品規約認定にはじまり、昭和 53 年に「家庭電気製品の表示に関する公正競争規約」、昭和 54 年には「家庭電気製品製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」が認定施行され、更に昭和 59 年の「家

庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」の認定施行をもって、前身の「全国家庭電気製品公正取引協議会」が設立されました。

その後、平成3年11月に「社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会」へ改組し、以来、「製造業表示規約」、「小売業表示規約」、「製品業景品規約」の三つの公正競争規約を運用し、今日に至っております。

また、協議会の活動では、消費者庁、公正取引委員会はじめ関係諸官庁、諸団体の格別のご指導ご協力を賜り、 公正競争規約の目的である一般消費者の適正な商品選択に寄与し消費者利益を保護することと、事業者間の公正な 競争秩序の確立を事業の柱として進めて参りました。

現在、家電業界はかつてない多くの課題に直面し、厳しい競争環境におかれていますが、一方で省エネ家電をはじめとするスマート社会構築に向けた製品の開発を加速するなど、新たな取組みの局面を迎えています。

また、消費者の購買行動にも変化がみられ、既存の流通に加え、ネット上でショッピングを楽しむなど選択肢が広がるなか、「公正かつ自由な競争」の下で、一般消費者の利益を確保する事業活動の一層の強化が望まれています。

本日、当協議会は公益社団法人として新たなスタートを切る運びとなりますが、これを機に協議会の運営を更に強化し、一般消費者の期待に応えるべく一層の公益活動を深め、社会的信頼の確立に邁進する所存であります。皆様の更なるご理解とご支援を賜りますことを衷心よりお願い申し上げ、公益社団法人発足のご挨拶と致します。

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 役員名簿

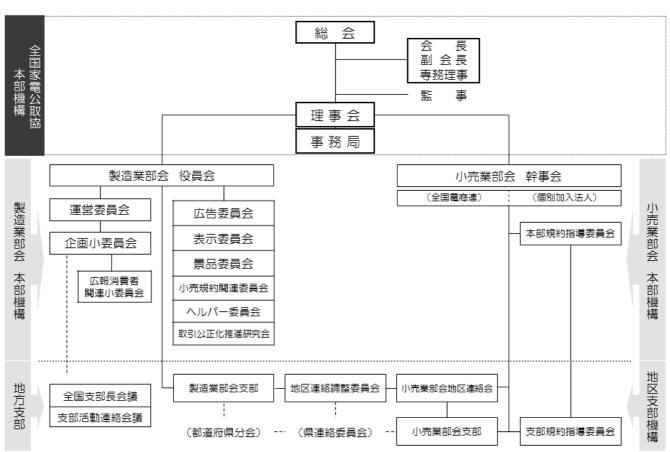
(平成24年5月1日現在)

役員	氏 名	会 社 名•団 体 名	会社・団体における役職名
理事	木下 進史	株式会社JVCケンウッド	業務執行役員
11	岡田・守行	シャープ株式会社	常務執行役員
11	* 中鉢 良治	ソニー株式会社	取締役代表執行役副会長
11	辻 和利	ソニーコンスーマーセールス株式会社	代表取締役社長
11	梶田 龍三	東芝コンシューママーケティング株式会社	取締役社長
11	山崎一彦	パイオニアマーケティング株式会社	代表取締役社長
11	石井 純	パナソニック株式会社	常務役員
11	中村晃一郎	日立コンシューマ・マーケティング株式会社	取締役社長
11	小須田恒直	株式会社富士通ゼネラル	取締役経営執行役上席常務
11	梅村 博之	三菱電機株式会社	常務執行役
11	北原 國人	全国電機商業組合連合会	会長
11	岡林 秀雄	全国電機商業組合連合会	副会長
11	香川健二	全国電機商業組合連合会	副会長
11	濱川 祐作	全国電機商業組合連合会	副会長
11	野原和義	全国電機商業組合連合会	副会長
11	岡嶋 昇一	株式会社エディオン	代表取締役副社長
11	金谷 隆平	上新電機株式会社	代表取締役副社長
11	小野 浩司	株式会社ベスト電器	代表取締役社長
11	一宮忠男	株式会社ヤマダ電機	代表取締役社長
11	藤沢 和則	株式会社ヨドバシカメラ	副社長
11	土井 教之	関西学院大学	経済学部教授
11	** 山木 康孝	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会	理事
監事	林 由紀夫	ダイキン工業株式会社	常務執行役員
11	吉澤 秀之	全国電機商業組合連合会	理事

(注) 1 役員の任期は、公益社団法人の設立の登記の日(平成 24 年 5 月 1 日)から、同日以降 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時(平成 26 年 7 月中旬ころ)までとする。

(注)2 *は代表理事、**は業務を執行する理事。

家電公取協の組織図 (平成24年5月1日現在)



「第30回製造業部会 全国支部長会議」を開催



平成 24 年 4 月 6 日 (金)、KKRホテル東京(千代田区)において、全国 10 支部から新旧支部長(代理)が集まり、「第 30 回製造業部会 全国支部長会議」が開催された。全国支部長会議は、新旧支部長の交代に伴う本部からの諸事項の要請や連絡、諸課題対応への意見交換と家電公取協全体事業及び支部活動に対する意識の共有化などを目的として年度替わりの節目に定期的に開催してきており、今回も公取協諸事業の円滑な推進及び支部長担当業務のスムーズな引継ぎに向けて、有意義な討議が行われた。

会議では出席者の紹介に続き、山木専務理事から「①家電公取協はこの5月1日をもって公益社団法人に移行するが、製造業支部の皆様にも本部支部連結会計への移行に際し、ご協力いただき感謝申し上げたい。②規約の運用に関しては、消費者庁や各都道府県からの内容照会が増える傾向にあるが、適切に対応してい。③小売業表示規約は変更後2年を経過したことを受け、検討WGを立ち上げた。まだ検討の段階だが、内容が固まったところで改めてご紹介したい」との挨拶があった。その後、事務局より①家電公取協の事業概要および支部長の役割と基本、②公益社団法人移門という支部会計の考え方について確認を行い、各専門委員会から下表のとおり報告や提案がなされ順次検討が行われた。さらに山木専務理事より優越的地位の濫用規制に関する講話があった。

また、全体議事終了後、消費者庁表示対策課 片桐課長、経済産業省情報通信機器課 木口課長補佐、小売業部会 北原部会長よりそれぞれご挨拶を頂き、閉会した。

◎専門委員会の報告・提案事項

- ●小売規約関連委員会
 - 違反被疑事案処理状況について
 - ・本部チラシ調査結果について
 - ・正しい表示 店頭キャンペーンについて

●景品委員会

- ・ 景品規約遵守体制強化月間 (第37回結果報告と第38回の実施について)
- 事例集(17)による研修
- •「不明りょう表示への対応」についての徹底と確認
- •「製造業部会の申し合わせ事項」についての徹底と 確認
- 第71回モニターアンケート「景品企画の表示」 結果概要について

◎ご挨拶要旨

消費者庁 表示対策課 課長 片桐 一幸 様

昨年度の景品表示法の運用では、 措置命令は28件で、例年多い食品 関係に限らず、国民の関心が高い分 野における事案を手がけました。今 後とも事案や特徴に応じて関係機 関と連携をとりながら、景品表示法 の適切な執行に努めてまいりたい と考えております。



公正競争規約につきましては、商品・サービスに対する消費者ニーズの多様化や、提供する事業者・業界を取り巻く環境の変化に対応し、適切な消費者の目線に立った表示、取引をするということが消費者の信頼を得て、ひいては業界の益々の発展にもつながるものと考えております。

家電の規約におきましても、規約の適切な運用それから個々の事業者様の規約、ルールに則った活動ということで、皆様方のご努力に改めて敬意を表したいと思います。引き続き消費者目線に立った規約の運用を是非お願い申し上げます。

経済産業省 情報通信機器課 課長補佐 木□ 慎一 様

昨年は震災に加え円高、タイの洪水など電機業界にとっては非常に厳しい年でした。省エネ節電については今年も国民全体で取り組んでいかねばなりませんが、省エネ節電機器を普及させるために、太陽光発電システムや HEMS、BEMS など



日本の基幹産業である電機業界への期待が、今非常に大きくなっています。

政府としましても機器普及の一助として昨年 12 月の補正予算で、家庭用蓄電池等を対象とした節電エコ補助金を増設し、今年から運用を始めました。今後こうした新しい商品を普及させていくためには正しい表示、正しい広告で、正しく消費者に伝えるという事が基本になると思いますが、その意味でも家電公取協の方々の日頃の地道な取り組みが重要になってくると思います。

経産省としましても、引き続き皆様の事業にご協力 させて頂きたいと思っています。

小売業部会 部会長 北原 國人 様

製造業支部の皆様には、日頃小売 業部会の活動にご支援を賜り御礼 申し上げます。

全国 46 の小売業支部で実施している店頭キャンペーンでは、行政とも連携し、メーカーの立場から支援をいただき、大変お世話になり感謝を申し上げます。



今年は、小売業表示規約の改正に向けて WG を立ち上げ、地域店、量販法人それぞれの意見の接点を見出しながら努力しているところです。

また、国内の家電業界は、過剰な価格競争の結果として大変厳しい状況になっています。規約の遵守、視点を消費者に置くことが基本ですが、取引格差を是正し公正な取引を推進することも、消費者の利益、産業の育成のためになると認識しています。

今後ともご支援をお願い申し上げ、ご挨拶といたし ます。

◎平成 24 年度 製造業部会 支部長会社ご紹介

支部	会 社 名	役 職	支 部 長
北海道	シャープエレクトロニクスマーケティング㈱	北海道統轄支店長	和田 秀喜
東北	シャープエレクトロニクスマーケティング㈱	東北統轄支店長	山本 浩
関東	東芝コンシューママーケティング(株)	東日本営業本部首都圏統括部長	木津 正彦
東海	パナソニックコンシューマーマーケティング㈱	LE中部社社長	藤本 高弘
北陸	三菱電機住環境システムズ㈱	中部支社 北陸統括支店長	宮島 洋之
近 畿	日立コンシューマ・マーケティング(株)	取締役関西支社長	山本 順信
中国	東芝コンシューママーケティング(株)	西日本営業部中国統括部長	水谷 五郎
四玉	パナソニックコンシューマーマーケティング㈱	LE中四国社 四国支社支社長	藤沢 和弘
九州	ソニーコンスーマーセールス(株)	執行役員 西日本支社長	田中良則
沖 縄	沖縄シャープ電機(株)	代表取締役社長	大久保謙三

◎平成 24 年度 支部長(代理)の方々を ご紹介します



●四国支部 ①パナソニックコンシュー マーマーケティング(株) ②近藤 辰博 ③読書、映画鑑賞 4)思いはかなう



●九州支部 ①ソニーコンスーマー セールス(株) ②羽田 啓一 ③野球、ジョギング、読書 4)一期一会



●沖縄支部 ①沖縄シャープ電機(株) ②黒川 勝也 ③趣味=ゴルフ、温泉 特技=早食い 4凡時徹底



●東海支部 ①パナソニックコンシュー マーマーケティング(株) ②石原 康弘 ③渓流釣り、山菜/茸採り 4)一生懸命



●北陸支部 ①三菱電機住環境 システムズ(株) ②竹田 清 ③読書 ④人生は終生勉強日々精進

●近畿支部

②増田 箕

①日ウコンシューマ・

マーケティング(株)

③読書(文庫本)、映画鑑賞

(目標年 20 鑑賞)、ゴルフ



④努力は、嘘をつかない ●中国支部 ①東芝コンシューマ マーケティング(株) ②今田 良則 ③スキー、ゴルフ ④進取果敢

(月標 100 切)



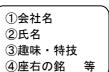
●北海道支部 ①シャープエレクトロニク スマーケティング(株) ②中島 修二 ③川下り(カヌー)、ポタ リング ④感謝の心



●東北支部 ①シャープエレクトロニク スマーケティング(株) ②安藤 裕 ③趣味=ゴルフ 特技=焼酎の鑑定 4好奇心と情熱



●関東支部 ①東芝コンシューママー ケティング(株) ②平井 章一 ③趣味=ドライブ 特技=スポーツ全般 (特に野球) ④常に前向き



◎支部長会社の役割を終えて

関東支部:ソニーコンスーマーセールス(株) 宇都木 昇

昨年の4月8日に開催した、全国支部長会議にて支部長会社を引き継ぎ、スタートしました。 家電公取協の仕事に就き、2年目で支部長会社の大役を務める事になりこの重責に不安もありましたが、何とか務める事が出来ました。 この1年を振り返りますと、月次定例会の開催、年2回の景品検討会議の実施、研修会の開催、行政との連携、そして頭売業部会の活動に協力させて頂きました「正しい表示 店した。 文部の活動に協力でで頂重を進めることが出来ました。 公正な競争の確立、消費者利益の確保で、社会的な信頼にいえるための活動を、関係各位の皆様のご協力下で図ってまいりました。 又、公益社団法人への移行を見据えた、事業活動、

正な競争の催立、消費者利益の確保で、在会的な信頼に心えるための活動を、関係各位の皆様のご協力下で図ってまいりました。又、公益社団法人への移行を見据えた、事業活動、会計業務等、移行に備えた試行期間の年でもありました。支部長会社としてこの1年間多くの事を学ぶ事ができ、支部長会社の貴重な経験をさせて頂きましてありがとうございました。今後も、公益社団法人の趣旨に則し、支部の一員として支部活動を務めさせて頂きます。 関係の皆様の、この1年間の強力なサポートに御礼申し上げます

げます。

近畿支部:三菱電機住環境システムズ(株) 小松 良逸

平成22年4月に渉外担当に着任、1年後の昨年4月に開催の全国支部長会議にて引継ぎを受け、公取協事業活動の流れや専門用語も理解できていない中で、不安を抱えながら1

製造業部会の動き

◎「第62回製造業部会理事会」を開催

平成24年4月13日(金)家電公取協において第62回製造業部会理事会が開催された。

議題は、①平成 23 年度事業報告(案)及び収支見込みについて ②平成 24 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について ③公益社団法人への移行等について 等の審議が行われ承認された。

理事会終了後、山木専務理事より「優越的地位の濫用について」と題した講話があった。



◎独占禁止法セミナーを開催

開催日:平成24年3月29日(木)

会 場:家電公取協会議室

テーマ:「独占禁止法の日韓比較 一考え方・運用の違いを中心に一」

講 師:金城学院大学生活環境学部生活マネジメント学科専任講師 洪 淳康(ほん すんがん)氏

参加人数:45名

取引公正化推進研究会では、独占禁止法遵守の観点から、家電業界の流通における取引慣行にかかわる諸課題について研究をすすめているが、その一環として会員各社のグローバルな競争環境変化への対応の参考とするべく、上記セミナーを開催した。

講師の洪氏からは、実際の事例を中心に、単に日韓の独禁法の内容や運用に関する違いのみでなく、これらのベースとなる日韓の商慣習や業界構造の違い等にも言及しながら分かりやすく説明を頂いた。講話終了後も熱心な質疑応答が続き、有意義な研修会となった。

◎表示委員会が表示セミナーを開催

①開催日:平成24年3月13日(火)

会 場:家電公取協会議室

テーマ:「商品安全と表示について~家電製品PLセンター事故事例から見た論点整理」

講 師:財団法人 家電製品協会 家電製品PLセンター 次長 沼尻 禎二氏

参加人数:75名

②開催日:平成24年4月17日(火)

会 場:家電公取協会議室

テーマ:「自動車業界における公正競争規約の運用等について」

講 師:社団法人 自動車公正取引協議会 事務局次長 浅見 尚久氏

参加人数:46名

◎表示委員会が見学研修会を開催

開催日: 平成24年4月13日(金)場 所: かわさきエコ暮らし未来館

目 的:環境に関する研修の一環として、新エネルギーへの関心が高まる中、

太陽光発電についての見識を深める。

参加人数:18名

小売業部会の動き

◎小売業表示規約検討WGを開催

第4回小売業表示規約検討WGが平成24年3月21日(水)に、第5回小売業表示規約検討WGが同年4月12日(木)に、いずれも家電公取協にて開催された。小売業表示規約の第4条(チラシ等の家電品の保証、修理等の取引条件に係る必要表示事項)及び第5条(特定用語の使用基準)の見直しについて、検討が行われた。

◎消費者モニター研究会を開催

平成24年4月5日(木)家電公取協において第4回研究会が開催され、前回までに発表された家電量販店の「店頭表示」「チラシ表示」「インターネット等の新媒体の表示」に関する研究成果を報告書にまとめる作業を行った。

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。その際に寄せられたご意見の一部を掲載します。

- ①最近購入した、A社の加湿空気清浄機の取扱説明書は、少し前の時代の説明書と違い、とても見やすくなっていました。若干小さめの文字はあるものの、使い方や機能、お手入れ方法など図解付きで、ページ毎の説明スペースも余裕があり、見やすく分かりやすく作られていました。これなら高齢の方も見やすいと思います。また、今までなら一番後ろにあった"よくあるご質問"のページも最初の方にあり、親切な感じを受けました。

 (横浜市 主婦)
- ②販売店が独自に行っている「延長保証」について、購入代金の数%を支払えばメーカー保証を延長できるというものであるが、最近その種類が多様化してきて、非常に分かりづらいと感じている。メーカー保証が純粋に延長される場合、もしくはそれ以上の保証(水害対応など)の場合ならともかく、販売店独自の免責規定がある場合や年数に応じて保証額が減少していく場合があるなど、消費者がすぐに理解できるレベルを明らかに超えている。延長保証は、商品購入と同じぐらい大切な契約に値すると思うので、販売員にしっかり説明させる義務を課すべきである。 (横浜市 学生)
- ③B店のチラシに「当社がおすすめする世界のトップブランド」とありますが、「トップブランド」というのは どういう意味で使っているのか、よく分かりません。紹介されているメーカーは聞いたことがありませんが、 「世界のトップブランド」なのでしょうか。広告の根拠が知りたいです。 (大阪市 自営業)
- ④チラシに「最大 10,000 円引」と表示されていますが、「最大」という意味が不明確だと思います。最低限 10,000 円引きなのか、場合によっては 5,000 円引きなどもあるのか分かりにくいです。魅力的な言葉ですが、人によって解釈が変わる可能性が高いと思われますので、考慮すべきではないでしょうか。

(川西市 会社員)

- ⑤カタログなどで商品の情報をみる際に、例えば重さは身近であり、簡単に想像できるのですが、W(ワット) やkW(キロワット)となってくると、それを金額的に考えたりするのはとても難しく感じます。やはり一番分かりやすいのは、1時間当たりの電気代はいくらなのかということです。そういう表示がされたら一番良いと思います。 (京都市 会社員)
- ⑥「閉店セール」という表示について、家電業界に限ったことではないが、閉店セールという旗が何本も立っていて、セールをやることがある。実際に店に行くと、小さな文字で「店内改装のため」と書かれているが、これはある意味、誇大広告、おとり広告に当たらないのでしょうか? 消費者に閉店=投げ売り価格と思わせているように思えてなりません。 (国分寺市 主婦)
- ⑦決算セールの時期に限らず、各社大々的に宣伝広告を出していますが、チラシにあまりにもたくさんの商品を掲載しようとして、説明や価格の文字が小さく、とても読みにくいです。広告をみてじっくり比較したい人には良いかも知れませんが。こんなにたくさん商品を掲載しなくても、どうせ店頭に行って品定めをするのですから、ある程度目玉商品を絞って広告した方が効果があるような気がします。 (箕面市 主婦)

◎事務局人事異動のお知らせ



平成24年4月1日より、樋口純一氏が事務局長として着任しました。

真柄事務局長の後任として着任いたしました樋口純一です。

公益社団法人への移行という節目の年に着任いたしましたが、家庭電気製品の取引公正化を通じて、消費者の皆様の安定と家電業界の健全な発展に寄与できるよう微力ながら尽力いたす所存でございます。

皆様からのご指導、ご鞭撻、並びにご支援を心よりお願い申し上げます。

く編集後記>

家電公取協は、本日より「公益社団法人」に生まれ変わりました。これからはより一層「公益性」を求められる存在になります。

「家電公取協ニュース」としましても、心機一転、よりタイムリーでより皆様のお役に立てる紙面を心がけて発刊していきたいと考えておりますので、今後ともご支援を宜しくお願い申し上げます。 (M. S)

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-9 (虎ノ門 TBL ビルディング 2 階) TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032 http://www.eftc.or.jp 編集・発行人: 樋口純一